

様式第3号（第4条第1項関係）

住第634号
令和7年2月27日

社会福祉法人清徳会
理事長 劔田 廣喜 様

岐阜県知事 江崎 禎英



サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録通知書

令和7年2月17日付けで申請のあったサービス付き高齢者向け住宅事業の登録については、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の規定により下記のとおり登録したので、同条第3項の規定により通知します。

なお、登録事項については、同法第16条の規定による公示（インターネットの利用又は公衆の見やすい場所への掲示）を行ってください。

記

- 1 登録年月日 令和7年2月20日
- 2 登録番号 2030008
- 3 登録内容 令和7年2月17日付けサービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書に記載のとおり

令和7年2月17日

岐阜県知事 殿

登録申請者住所又は主たる事務所の所在地

岐阜県高山市新宮町1322番地の1
社会福祉法人 清徳会

登録事業者の商号、名称又は氏名

理事長 剣田 廣喜

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業について別紙のとおり登録を申請します。

以下の書類の添付を省略する。

- ・縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- ・サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類
- ・入居契約に係る約款
- ・法第七条第一項第八号に掲げる基準に適合することを証する書類

備考

1. 登録申請者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。
2. 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第7条第1項ただし書の規定により同項第1号から第5号までに掲げる書類の添付を省略する場合には、その旨を余白に記載すること。



別 紙

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

登録の区分	☐ 新規 ☒ 更新 (従前の登録番号 2030008)
住宅の名称	(ふりがな) さーびすつきこうれいしゃむけじゅうたくせいとくかいそらいち サービス付き高齢者向け住宅 清徳会宙Ⅰ
所在地	(住居表示) 〒506-0006 岐阜県高山市 神田町1-28-1
利用交通手段	☒ 1. 電車 (高山線 高山駅から バスで5分 降車後、徒歩1分/または徒歩で20分) ☐ 2. その他 ()
住宅に関する 権原	☒ 1. 所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
施設に関する 権原	☐ 1. 所有権 ☐ 2. 賃借権 ☐ 3. 使用貸借による権利 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
敷地に関する 権原	☒ 1. 所有権 ☐ 2. 地上権 ☐ 3. 賃借権 ☐ 4. 使用貸借による権利 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

(注) 住居表示が決まっていない場合には、地名地番を記載すること。

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人・個人の別	☒ 法人 ☐ 個人		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな) しゃかいふくしほうじんせいとかい		
	社会福祉法人清徳会		
住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(郵便番号 506-0035)		
	岐阜県高山市新宮町 1 3 2 2 - 1 電話番号 0577-36-5565		
法人の役員	別添1のとおり		
法定代理人 (未成年の個人 である場合)	(ふりがな)		
	商号、名称、又は氏名		
	住所	(郵便番号)	
	電話番号		
法人の役員	別添2のとおり		
誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ■ 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（サービス付き高齢者向け住宅事業に関し事務所の代表者である使用人をいう。以下同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）が、次に掲げる欠格要件に該当しない者であることを誓約します。 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 二 禁錮以上の刑に処せられ、又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して1年を経過しない者 三 法第26条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。） 五 精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。）が一から五までのいずれかに該当するもの 七 法人であって、その役員又は使用人のうち一から五までのいずれかに該当する者があるもの 八 個人であって、使用人のうち一から五までのいずれかに該当する者があるもの 九 暴力団員等がその事業活動を支配する者 ※ 登録を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該者の法定代理人については、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ☐ 法定代理人が、上記一から五までに掲げる欠格要件に該当しないことを誓約します。		

3. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者の事務所

事務所の名称	(ふりがな) しゃかいふくしほうじんせいとくかい
	社会福祉法人清徳会
事務所の所在地	(郵便番号 506-0035)
	岐阜県高山市新宮町1322-1 電話番号 0577-36-5565

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

住宅戸数	登録申請対象戸数 40 戸	
居住部分の規模	(最小) 19.85 m ²	詳細については、別添3のとおり
	(最大) 37.35 m ²	
構造及び設備	共同利用設備 ☒ あり ☐ なし	
	構 造 鉄骨造	階 数 地上 4 階、地下 1 階建
竣工の年月	2016年01月31日	
加齢対応構造等	☒ 登録基準に適合している	
	☒ エレベーターを備えている	
	☒ 緊急通報装置を備えている	

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期（居住の用に供する前である場合）

入居契約の別	☒ 賃貸借契約 ☐ その他
終身賃貸事業者の事業の認可	☐ 法第52条の認可を受けている
入居者の資格	☒ 次の①または②に該当する者である。 ①単身高齢者世帯 ②高齢者＋同居人（配偶者 / 60歳以上の親族 / 要介護・要支援認定を受けている 60歳未満親族 / 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者） （「高齢者」とは、60歳以上の者または要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう。）

※以下は、入居の用に供する前である場合に限り記入すること。

入居開始時期	年 月 日
--------	-------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

サービスの種類	提供形態	提供の対価（概算・月額）	
高齢者生活 支援サービス	状況把握 生活相談	☒ 自ら ☐ 委託	約 15,000 円
	食事の提供	☒ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない	約 51,000 円
	入浴等の介護	☐ 自ら ☐ 委託 ☒ 提供しない	約 円
	調理等の家事	☐ 自ら ☐ 委託 ☒ 提供しない	約 円
	健康の維持増進	☒ 自ら ☐ 委託 ☐ 提供しない	約 0 円
	その他	☐ 自ら ☐ 委託 ☒ 提供しない	約 円
家賃の概算額	(最低) 約 60,000 円	住戸ごとの内容は別添3のとおり	
	(最高) 約 85,000 円		
共益費の概算額	(最低) 約 10,000 円		
	(最高) 約 15,000 円		
敷金の概算額	(最低) 約 120,000 円	家賃の 2.0 月分	
	(最高) 約 170,000 円		
水道光熱費の 支払方法			
前払金※の有無	☐ あり ☒ なし		
家賃等の前払 金の概算額	(最低) 約 円 (最高) 約 円		
家賃等の前払金 の算定の基礎	家賃		
	サービス提供の対価		
返還額の算定 方法			
前払金の保全 措置の内容	☐ 銀行による債務の保証 ☐ 信託会社等による元本補てん又は信託		
	☐ 保険事業者による保証保険 ☐ その他 ()		

詳細については
別添4のとおり

誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ■ 登録を申請するサービス付き高齢者向け住宅事業が、次に掲げる基準に適合することを誓約します。 一 入居契約が次に掲げる基準に適合する契約であること。 イ 書面（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）による契約であること。 ロ 居住部分が明示された契約であること。 ハ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、敷金並びに家賃等及び法第6条第1項第12号の前払金（以下「家賃等の前払金」という。）を除くほか、権利金その他の金銭を受領しない契約であること。 ニ 家賃等の前払金を受領する場合にあつては、当該家賃等の前払金の算定の基礎及び当該家賃等の前払金についてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が返還債務を負うこととなる場合における当該返還債務の金額の算定方法が明示された契約であること。 ホ 入居者の入居後、施行規則第12条第1項で定める一定の期間が経過する日までの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合において、サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、同条第2項で定める方法により算定される額を除き、家賃等の前払金を返還することとなる契約であること。 ヘ サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者が、入居者の病院への入院又は入居者の心身の状況の変化により居住部分を変更し、又はその契約を解約することができないものであること。 ただし、当該理由が生じた後に、入居者及び登録事業者が居住部分の変更又は入居契約の解約について合意した場合は、この限りではない。 二 サービス付き高齢者向け住宅の整備をしてサービス付き高齢者向け住宅事業を行う場合にあつては、当該整備に関する工事の完了前に敷金又は家賃等の前払金を受領しないものであること。
特定施設入居者生活介護事業者	☐ 指定を受けている ☒ 指定を受けていない
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている ☒ 指定を受けていない
介護予防特定施設入居者生活介護事業所	☐ 指定を受けている ☒ 指定を受けていない

※前払金とは、終身又は入居契約の期間にわたって受領すべき家賃等の全部または一部を一括して受領する場合をいう。

7. サービス付き高齢者向け住宅の管理の方法等

管理の方法	☒ 自ら管理 ☐ 管理業務を委託	
委託する業務の内容 (契約事項)		
管理業務の委託先		
商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(郵便番号) 電話番号	
修繕計画		
計画策定の有無	☐ あり ☒ なし	
大規模修繕の 実施予定	頃実施予定	
その他計画的 な修繕予定		
登録の更新の申請 の日前一年間にお ける入居者の数及 び退去者の数	入居者の数	6 人
	退去者の数	6 人

※登録の更新の申請の日前一年間における入居者の数及び退去者の数は、法第5条第2項の登録の更新の申請をする場合に限り記入すること。

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設（該当する場合のみ）

施設の名称	提供されるサービスの概要	事業所の場所
デイサービスセンター清徳会宙	入浴、食事、健康チェック、生活相談援助	☒ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
ケアプランセンター清徳会	居宅サービス計画の作成	☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☒ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地
		☐ 同一の建築物内 ☐ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地

9. 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力（該当する場合のみ）

連携又は協力の相手方	
事業所の名称	(ふりがな)
事業所の所在地	(郵便番号)
	電話番号
連携又は協力の内容	

10. 保健医療サービスを提供する体制に関する事項

保健医療サービスを提供する体制に関する事項	
-----------------------	--

※保健医療サービスを提供する場合に限り記入すること。

11. 運営方針

別添5のとおり

12. 登録の申請が基本方針（及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切なものである旨

基本方針および岐阜県の高齢者居住安定計画に沿って運営します。

役員名簿

(ふりがな)	役名等
氏 名	
けんだひろよし	理事長
剣田廣喜	
むかいてつや	理事
向井鉄也	
むかいたよこ	理事
向井田代子	
さかしたむつよ	理事
阪下六代	
すぎやまようこ	理事
杉山陽子	
しらすきてるふさ	理事
白崎照房	
ごうどまさあき	理事
河渡正暁	
くぼたさとし	理事
窪田哲	
なかだまなぶ	理事
中田学	
たなかまさみ	監事
田中正躬	
よねざわひさじ	監事
米澤久二	
なかまるてるひこ	監事
中丸輝彦	
なばりおさむ	業務執行理事
名張修	

法第6条第1項第3号に該当する者をすべて記載すること。記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載し、その書面をこの書面の次に添付すること。

役 員 名 簿

[illegible]

住宅の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の 床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完 備	便 所	洗 面	浴 室	台 所	収 納			
1	19.85	×	○	○	×	×	×	17	201~205、208~216、218~ 220	60,000
1	31.19	×	○	○	×	×	○	1	207	80,000
1	37.35	×	○	○	×	×	○	1	206	85,000
1	21.17	×	○	○	×	×	×	1	217	60,000
1	19.85	×	○	○	×	×	×	19	301~304、306~317、319~ 321	62,000
1	21.17	×	○	○	×	×	×	1	318	62,000

注1) 住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。
注2) 設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。
※有りの場合は○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備 箇所数	合計床 面積 (㎡)	整備箇所	想定利用 戸数 (戸)	備考
浴室	2	35.26	2階、3階	40	
食堂	2	140.42	2階、3階	40	
ラウンジ	2	18.66	2階、3階	40	
収納設備	4	72.13	1階、2階、3階	40	
図書コーナー・食堂	2	72.28	2階、3階	40	
洗濯室	2	31.04	2階、3階	40	
娯楽談話室	1	88.37	1階	40	

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する	
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)	
	住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	(郵便番号)	
		電話番号	
サービスを提供する法人等の別	☐ 医療法人 ☒ 社会福祉法人 ☐ 指定居宅サービス事業者 ☐ 指定地域密着型サービス事業者 ☐ 指定居宅介護支援事業者 ☐ 指定介護予防サービス事業者 ☐ 指定介護予防支援事業者 ☐ 上記以外の法人等		
サービスを提供する者の人数	☐ 医師	人員	人
	☐ 看護師	人員	人
	☐ 准看護師	人員	人
	☒ 介護福祉士	人員	1 人
常駐する場所	☐ 社会福祉士	人員	人
	☐ 介護支援専門員	人員	人
	☐ 養成研修修了者	人員	人
	☐ 上記以外の職員	人員	人
常駐する場所	☒ 同一の敷地内 ☐ 隣接する土地 ☐ 近接する土地 (所在地)		
常駐する日	☒ 365日対応 ☐ 次の期間を除く ()		
常駐する時間	日中	00 時 00 分 ~ 24 時 00 分	人員 1 人
	上記以外の時間	時 分 ~ 時 分	人員 人
誓約事項	登録申請者は、以下について確認し、該当する場合はチェックボックスに「レ」マークを入れること。 ☐ 施行規則第11条第5号の規定により状況把握サービス及び生活相談サービスを提供する場合にあっては、あらかじめ入居者の承諾を得たことを誓約します。		
毎日1回以上の状況把握サービスの提供方法	日常的なゴミ出し、食事や外出時		毎日 1 回
緊急通報サービスの内容	☐ 入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分への訪問 (近接する土地に常駐する場合のみ)		
	提供時間	常駐する日 00 時 00 分 ~ 24 時 00 分 上記以外の日 ☐ 24時間	
	通報方法	各戸・食堂にナースコール設置	
	通報先	1階事務所	通報先から住宅までの到着予定時間 1 分
緊急時における対応の内容	入居者から居住部分への訪問を希望する旨の申出があった場合は、当該居住部分へ駆け付け対応します。 (24時間対応)		
生活相談サービスの内容	日常生活を送る中で、お困りのこと、介護度が重くなった場合のご不安等について住宅職員がご相談をお受けします。		
	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()	
	提供時間	00 時 00 分 ~ 24 時 00 分	
サービス提供の対価(概算額)	月額※	約 15,000 円	前払金の
	前払金	約 0 円	算定方法
備考	206号室、207号室を2名で利用の場合、状況把握及び生活相談サービス費20,000円		

2. 食事の提供サービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する			
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)			
	住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(郵便番号)			
				電話番号	
住所 (法人にあっては 本業務に係る事 業所の所在地)	(郵便番号)				
			電話番号		
食事提供を行う場所		☒ 食堂 ☒ 各居住部分 ☐ その他 ()			
提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()			
	内容	☐ 3食 ☒ 入居者が選択 ☐ 次の食事は提供しない ()			
	調理等	☒ 厨房で調理 ☐ 配食サービスを利用 ☐ その他 ()			
	入居者の健康状態に合わせた食事対応		☒ 応相談 ☐ 対応なし		
	入居者の健康状態に合わせた各居室への配食対応		☒ 応相談 ☐ 対応なし		
サービス提供の 対価(概算額)	月額※	約 51,000 円	内訳	朝食 420 円 昼食 640 円 夕食 640 円	
	前払金	約 0 円	前払金の 算定方法		
備考					

※サービス提供の対価を月額で設定していない場合は、30日間利用した場合の金額を記載すること。

5. 健康の維持増進サービスの内容（該当する場合のみ）

提供形態		☒ サービス付き高齢者向け住宅提供事業者が自ら提供する ☐ 委託する		
委託する場合の委託先	商号、名称 又は氏名	(ふりがな)		
	住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	住所 (法人にあっては 本業務に係る事 業所の所在地)	(郵便番号) 電話番号		
	提供方法	提供日	☒ 365日対応 ☐ その他 ()	
	内容	☒ 健康相談 ☒ 血圧等の測定 ☐ 定期検診 ☐ 通院等の付き添い ☐ その他 ()		
サービス提供の 対価(概算額)	月額※	約	0 円	前払金の 算定方法
	前払金	約	0 円	
備考				

別添 5

運営方針

項目	該当
重要事項を記載した書面のひな形を公開する	☒ はい ☐ いいえ
入居及び退去の条件を書面に記載する	☒ はい ☐ いいえ
入居者の個人情報の保護に関する事項を書面に記載する	☒ はい ☐ いいえ
入居者に対する虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修及び担当者の配置を行う	☒ はい ☐ いいえ
やむを得ず行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為に関して、委員会の開催、指針の整備及び研修を行う	☒ はい ☐ いいえ
入居者のプライバシーの確保について、職員に周知する	☒ はい ☐ いいえ
入居者に与えた損害を賠償するための措置を講じる	☒ はい ☐ いいえ
入居者からの相談及び苦情に適切に対応するための体制を整備する	☒ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅への入居及びサービス付き高齢者向け住宅において提供される福祉サービスの利用に必要な費用に関する書類を発行することができる	☒ はい ☐ いいえ
入居者及びその家族と意見を交換する機会を設ける	☒ はい ☐ いいえ
地域社会との交流及び連携を図る	☒ はい ☐ いいえ
災害に対応するための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
事故の発生及び再発を防止するための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
入居者の健康状態及び生活状況を把握し、変化があったときは、当該入居者の家族に連絡する仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
入居者間の交流の促進を図る	☒ はい ☐ いいえ
登録事業者又は登録事業者から委託を受けた者から提供される福祉サービスと、それ以外の者から提供される福祉サービスを明確に区分する	☒ はい ☐ いいえ
入居者が希望する場合には、介護サービスの提供に必要な当該入居者に関する情報を、介護支援専門員と共有する仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを職員及び入居者に周知する	☒ はい ☐ いいえ
職員の教育及び研修に関する計画を策定する	☒ はい ☐ いいえ
職員に対して、認知症に関する研修を行う	☒ はい ☐ いいえ
職員を登録事業者が行う研修以外の研修に参加させる仕組みを整備する	☒ はい ☐ いいえ
サービス付き高齢者向け住宅事業の実施に必要な人材の確保のために必要な措置を講じる	☒ はい ☐ いいえ

システム独自項目

1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

問合せ先 1	商号、名称又は氏名	社会福祉法人清徳会
	電話番号	0577-36-5565
問合せ先 2	商号、名称又は氏名	入力なし
	電話番号	入力なし
全体に関する備考		入力なし

2. サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者

法人等の種別 及び業種	法人等種別	社会福祉法人
	主な業種	介護系事業者
Eメールアドレス		kaigo@seitokukai.or.jp

4. サービス付き高齢者向け住宅の戸数、規模並びに構造及び設備

増改築等に関する備考	入力なし
------------	------

5. サービス付き高齢者向け住宅の入居契約、入居者資格及び入居開始時期

入居契約等に関する備考	入力なし
-------------	------

6. サービス付き高齢者向け住宅において提供される高齢者生活支援サービス及び入居者から受領する金銭

		提供の対価 (介護保険適用の有無)	併設施設における 提供の有無	連携・協力事業所に おける提供の有無
高齢者生活支援 サービス	状況把握・生活相談	介護保険適用なし	-	-
	食事の提供	-	なし	なし
	入浴等の介護	入力なし	なし	なし
	調理等の家事	入力なし	なし	なし
	健康の維持増進	介護保険適用なし	なし	なし
	その他	入力なし	なし	なし
家賃・共益費・敷金に関する特記事項		入力なし		
前払金の支払い方式		入力なし		
前払金を支払った場合 の月々の家賃概算額	最低	入力なし		
	最高	入力なし		

8. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

施設の名称	併設施設の種類
デイサービスセンター清徳会由	通所介護事業所（デイサービスセンター）
ケアプランセンター清徳会	居宅介護支援事業所

別添 3

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分の床面積	住戸番号	間取り
1	19.85	201～205、208～216、218～220	
1	31.19	207	
1	37.35	206	
1	21.17	217	
1	19.85	301～304、306～317、319～321	
1	21.17	318	

別添 4

1. 状況把握及び生活相談サービスの内容

サービス提供の対価（概算額）	月額	介護保険適用なし
サービスを提供する者の人数	従事者数	人員 1 人

5. 健康の維持増進サービスの内容

サービス提供の対価（概算額）	月額	介護保険適用なし
----------------	----	----------

別添 5

運営方針

項目	該当
入居者が介護支援専門員及び介護サービスを提供する事業所又は施設を自由に選択することを妨げない	■はい □いいえ
入居者が医療機関を自由に選択することを妨げない	■はい □いいえ